

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年7月25日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年7月25日 午前10時00分 開会
- 3.平成29年7月25日 午後0時23分 閉会
- 4.会議の区別 臨時会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教 育 長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	財政課長	山口貴生
まちづくり課長	荒木仁	建設課長	中本知己

- 8.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石寄寛二

- 9.議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 提案理由の説明

日程第 4 議案第 52 号 訴訟の提起について

日程第 5 議案第 53 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開会

開会（開議）宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さんおはようございます。

梅雨も明けまして大変な猛暑が続いておりますけれども、いかがお過ごしでしょうか。

議員各位には、公私ともに大変ご多用な中に執行部の要請を受けまして、本日臨時会を招集しましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 29 年第 3 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 次に、日程第 1「会議録署名議員の指名について」を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、2 番、竹原祐一君、3 番、岩下礼治君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

平成 29 年 7 月 18 日、午前 10 時より本臨時議会の会期日程について、審議をしました結果、会期につきましては、本臨時議会の付議事件が訴訟の提起について及び平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算についての 2 件であることから、会期を本日 1 日間といたしました。

次に、本臨時会における議案審議の方法であります、委員会付託を省略して採決することといたしました。

また、本日の臨時会開会中、暫時休憩を行い執行部の要請を受けまして、全員協議会を行うことといたしましたので、よろしくお願いたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について、ご報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 3、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

今日は、臨時会を開いていただきまして、本当にありがとうございます。

早速、平成 29 年第 3 回阿蘇市議会臨時会、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 52 号「訴訟の提起について」

本件は、訴訟を提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 53 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。歳入では、7 月九州豪雨にかかる公共土木施設災害復旧事業に係る国庫支出金及び市債を、歳出では、訴訟の提起及び懲戒免職処分取消し請求事件の審査請求に係る経費並びに 7 月九州豪雨にかかる公共土木施設災害復旧事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6,999 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 189 億 4,650 万 4,000 円といたしました。

以上、議案 2 件（その他 1 件、予算 1 件）を本日上程いたしましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会に付議されました事件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、本臨時会に付議されました事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ここで、全員協議会を開催しますので、暫時休憩をいたします。

全員協議会室にお集まりをお願いいたします。

〔「議長、質問いいですか、質問」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 会期で休憩して臨時会に入るといふことですが、会期の継続の中でやるということ、臨時会は議事録をとられるのでしょうか、とらないのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 議事録につきましては、全協でお諮りいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） なければ、ただ今から、全員協議会に移りたいと思います。

午前10時10分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、皆さん休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

日程第4 議案第52号 訴訟の提起について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第52号「訴訟の提起について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

ただ今、議題としていただきました議案第52号、訴訟の提起について。

次のとおり訴訟を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、当事者。原告、阿蘇市。

2、被告。熊本県阿蘇市小里781番地、株式会社阿蘇アグリスクエア、代表取締役、中山謙吾。

対象物件、熊本県阿蘇市蔵原字下大久保1420番地外、阿蘇いこいの村施設。

3、事件の内容。市は、土地建物賃貸借契約に基づき対象物件を被告に対し賃貸していたが、平成28年9月5日をもって合意解約した。

この合意解約を受けて、市は、被告に対し、再三にわたり同年9月4日までの賃料請求及び存置備品等の撤去、テニスコート周辺の盛土撤去並びに原状回復について、通告や催告を行ってきた。

しかしながら、これまでの市の求めに対し、被告とは見解や認識の相違が生じており、これ以上、通告や催告では解決できないものと判断した。

4、請求の趣旨。(1)平成25年9月17日付け土地建物賃貸借契約第4条に基づく平成28

年4月1日から同年9月4日までの未払い賃料金430万1,369円及び同契約第5条に基づく延滞損害金の支払い。(2)対象物件(土地)のテニスコート周辺に搬入された盛土撤去及び原状回復。(3)対象物件(建物)内の存置備品等の撤去。(4)訴訟に要する費用の負担。との判決並びに仮執行宣言を求めるものでございます。

5、事件に関する取扱い。本件の訴訟は、弁護士に委任する。

6、管轄裁判所、熊本地方裁判所本庁。

提案理由につきましては、本件は、訴訟を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(藏原博敏君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番(河崎徳雄君) まずは請求の趣旨ですけれども、先ほど言いましたように、賃料の未払いと原状回復はもちろんですけれども、説明はありましたけれども、契約違反、不履行についてを合わせて提訴をお願いいたします。

それと、請求の趣旨ですけれども、(1)の遅延損害金は幾らになるのか、金額を明示していただきたい。

それと、(4)の「判決並びに仮執行宣言」となっておりますけれども、「仮執行」とは、どういうところを求めるわけですか、これをお尋ねいたします。

○議長(藏原博敏君) まちづくり課長。

○まちづくり課長(荒木 仁君) 私のほうから延滞損害金につきましては、あくまでも契約条項第5条に基づき、年3分という形になっておりますので、金額については、支払いがある日までを計算をするという形になりますので、今の段階で明確な金額は出ないということになります。

仮執行宣言につきましては、あくまでも裁判という形で判決が出た段階で結審をするためには、それから2週間時間を空けなければ着手できないという形になりますので、仮執行宣言については、判断が出た段階で即座に相手方に対して請求権が発生するという形の執行権宣言という形になります。

○議長(藏原博敏君) 河崎徳雄君。

○9番(河崎徳雄君) 延滞損害金については、今説明がありましたけれども、年何分(なんぶ)ですか、これをお尋ねします。

それと仮執行宣言が、それは弁護士の見解ですか。仮執行宣言については、今課長が言われたことは、弁護士と相談した結果、そのような答えだということですか。それをお尋ねします。

○議長(藏原博敏君) 執行部にお願いします。議員は、3問までが質問に限られておりますので、質問されたものは、まとめてお答えをいただきたいと思います。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 延滞損害金については、先ほども言いましたけど、年 3 分でございます。

仮執行宣言の部分に関しましても、弁護士さんからの回答でございます。弁護士の回答をいただいている、仮執行宣言は、私たちのほうにも弁護士確認をしまして、弁護士のほうから、この仮執行宣言とはどういうことですかということで、説明を受けたときに弁護士からの説明として今のような形で 2 週間を経たないと結審をしない。その結審をしなければ、請求に相手方に着手することができませんので、仮執行宣言をしておくと判決が出た即座に相手方に着手ができるということで、説明を聞いております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 私も法的なところに、ちょっと相談を電話でいたしましたから現実ではありませんけれども、仮執行宣言の内訳は幅が広いのではなかろうかと、私が相談をした人は原状回復をしない場合は、阿蘇市側がしたとすると、その時の費用を請求できるとか、そのへんのこともできるのではないかというような答えもいただきましてけれども、要は、この場で高木部長も言われましたけれども、以前の議会には、弁護士との懇談の機会を求めておりますので、弁護士をぜひ、いつの機会か弁護士と意見交換会をしていただきたいと思えます。

こういう裁判を認めなければなりませんけれども、私とすれば賛成ですけれども、とても思いがあるわけです。要は、さっき言いましたようにテニスコートの原状復旧だってですよ、1 月 26 日にやって 1 月末になった。平成 27 年 1 月末ですよ、平成 27 年 2 月には、もう休業しているんですよ。そういう行政が、本当に契約の相手方について履行の責任がなかなかないじゃないかと、行政がいい加減な公共的な財産だから、欲も得もないのではないかと。個人ならよくありますけれども、ましてや、こういう公共施設は、十分私的な財産よりも公的な財産を預かる行政とは、もうちょっとやっぱり責任感を持っていただきたいと思えます。要は、いずれの機会に弁護士との意見交換会を求めたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今、ご意見をいただきましたので、顧問弁護士と相談はいたします。しかしながら、公判が開始されれば、非常にデリケートな部分もありますので、なかなか弁護士として回答できない部分もあるかと思えますけれども、そこはご了解をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。先ほども経済部長のほうに質問をいたしましたけれども、今度は違う観点から質問をいたしますが、現在、アグリスクエアという会社は存続をしているのか、その確認はできているんですか。それが 1 点。

それから、もう 1 点、先ほど経済部長は、「これしか方法がない」と言われました。それなら、そのように、やはり今総務部長の見解もあります、秘密会でも非公開でも何でもいいです。弁護士の全面委任をするわけですから、弁護士の話を私どもに聞かせていただい

た後に採決をしていただきたいというふうに求めたいと思います。

それから、もう1点は、今まで阿蘇いこいの村について、私どもは議会の中で相当議論してまいりました。この問題について、以前選定委員会の委員長、副市長にもお聞きしたことがあります。全協の中でしたけれども、責任は十分感じているというようなことでしたけれども、再度、今回このような事態が起こって、どう考えておられるのか。あるいは、執行部の最高責任者は市長でいらっしゃると思いますが、市長は、この問題をどういうふうに捉えておられるのか、その点について、お聞きをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） アグリスクエアの法人の存在でございますが、昨日付けで存在は確認しております。

それと、弁護士の話聞いてから採決ということでございますが、その分につきましては、これまでもやってきませんでしたし、先ほど総務部長の話がありましたとおり、出席できないということであるので、それは難しいです。

○議長（藏原博敏君） 3問まとめて質問がしてありますので、順にお答えをいただきたいと思います。

佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） この問題をどう捉えているかということですが、今までの経緯については、全協もそうですし、議会の中でもいろんな質問等がございました。その点については、ご理解をお互い双方しておると思っておりますけれども、その中において、やっぱり見解の違いがあります。ですから、それを解決するには、果たしてどうしたらいいんだろうか。その前の次善の策として、やはりきちっと弁護士さんを、向こうも代理人を立てておられますから、それに従って、こちらも代理人をきちんと立てて、法的に対処していく、そういうことでなければ、私ども仕事だけでやっても、変な具合になってくる可能性がありますので、ここはあくまでも、こちらの主張が正しいんだということを含めて、今回このような提案をさせていただいて、いよいよ訴訟をさせてもらおうということになっております。

だから、もちろんいろんな意見が先ほどありました。これは公的財産でありますから、その公的財産の重要性ということをよく踏まえた上で、きちっと公平な場に持ち込んで、公平に、またいろいろ第三者機関の中で対応していただくこと、方針を出してもらおうと、そこについては、我々も全力で正当であるという主張を整えていくことは、今は喫緊の課題ではなかろうかなと思っております。法律を踏んだ以上は、いろいろ感情的な問題も入ってきますけれども、この裁判となってくると、感情的なものというよりも、事柄1つ1つについて、どうしていくかということが裁判の中で問われてまいりますので、ここは冷静にしっかりと弁護士さんと相談をしながら事を進めていくというのが正解ではないかなと思っておりますので、このように提案をさせていただきました。

○議長（藏原博敏君） 宮川副市長。

○副市長（宮川清喜君） お答えさせていただきます。今、市長が申したとおりでございます。

すが、最初から振り返ってきますと、なかなかまた元に戻ってしまうような気がするものだから、その段階を追って今の結論になったわけです。それで、一般的なことを言うと、事業は行政、ほかのところもありますが、経験もあるのですが、常に裁判をしている。それは何でかという、処理せなん件がいっぱいたまるわけです。どれが正しいかというのは、なかなか判断がつかないから、例えば、県の場合を聞きましたら、今でも 12 件は解決してない案件の裁判をしている。すぐ解決するやつもありますが、せんやつもある。いろんな状況もあると思います。ただそれをあまり言われれば、仕事は私はできないと思います。やっぱり皆さん方の意見がある中で市長が判断、私に相談されて判断、その中で、よしこれはやっぱり、いろいろな意見は出ますけれども、例えば、阿蘇市が今は財産として保有している処分についてもやはり、ある時期に決断をしなければ、その時の判断が全部その時に皆さん方に相談を全部しないといけないものだろうか。いわゆるある程度、市長を中心に任せてあることは、ある程度事業を進めるため、私たちの役割があるのではなかろうか。それを全部皆さん方に相談するとなると、それは難しい、行政は成り立たないと思っております。ある程度のは任せていただきたいと思っております。責任をとおっしゃいますが、それは、はっきり言ってもものすごく感じております。その 1 つ 1 つに。簡単に言いますと、私も長くなったので、市長には、しょっちゅう言っております。そろそろ別れましょうかと、しょっちゅう言っています。それは、どういうことかといいますが、やっぱり責任の重さです。この職を受けた時、我がことを考えたことはないです、はっきり言って。

例えば、私は家を借りています。今まで部屋代を払ったのが約 1,000 万円です。それは安い時もあるでしょうが、そういうわけにはいかないでしょう。そうしますと、職員は、宮川さん、「やっぱりちゃんと公に貰った方がよかじゃないか」という意見が多いです。ところが、市長の市政を見て職員を今は少なく採用しているのです。10 人退職者がいても、1 人か 2 人しか採用はしないのです。それだけ職員が少なく、仕事を増やしてやっている中で、そういう態度はできないのです。やっぱり公に立った人間は、1 円でも市民のためになるべくと思とる、あんまり元に振り返っていくことは私はしたくないのです。責任は、ものすごく感じております、はっきり言って。皆さん方の意見の中で、昔から河崎さんも知っていますが、私の性格は、その責任を感じて、どんな態度をとるかといったら簡単なことです。ある程度は気持ちを切り替えて、皆さん方分かり合おうごたるとです。それだけです。私に言わせれば、今でもそう思っています。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

市原正君。

○7番（市原 正君） 非常に責任を感じているということで、副市長のほうから答弁をもらいましたが、再度提案をしたいと思います。

弁護士と非公開でいいです。今後の裁判の行方に支障があるならマスコミを入れる必要ありません。非公開でいいです。やはり全面委託を我々はするわけです。ですから、我々の思いも、先ほど言いましたように、私は、この金は必ず回収しなければならない。どんなこ

とがあっても回収しなければならないというふうに思っています。

また、テニスコートも原状回復をきちっとしていかなければならないと思っておりますが、その過程において、弁護士の見解をきちんと聞きたい。そして裁判というふうにしていただきたいということで、そのことを求めます。

○議長（藏原博敏君） 答弁ありますか。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 最終的な弁護士さんの思いというのは、先ほどの全協資料の 5 月 8 日阿蘇市から出した分になってきます。資料の 2 枚、3 枚目になりますけれども、賃料の支払い、それと原状回復、これが最終的な弁護士さんの思いになってきますので、たとえ来られて話したとしても、これをまた繰り返し説明されるだけで終わるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7 番（市原 正君） 総務部長は、そういうふうに言われますが、やはり資料として出されたもの、それよりも弁護士から直接阿蘇市と顧問弁護士としての気持ち、そういったものを聞きたいわけですよ、私どもは。

それができないなら。この議案に賛成はしたいですよ、しかし、その裏づけをきちっと取りたいということですよ。顧問弁護士が日程がつかない、先ほど言ったじゃないですか、日程をつくるようにしてくださいよ。

そして、裁判に支障があるなら秘密会でいいですよ。ぜひやってくださいよ。でないと私たちは、それはもちろんさっきから何回も言いますが、お金を回収すること、当然です。しかし、果たしてこのままで勝つのかという不安も持っております。その時に市民の皆さんに対して申し訳がたつのか、そういうことを考えてですよ、やはりそこまでやって、それからきちっとした裁判を起こしてもいいんじゃないですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 先ほど、河崎市議のほうから意見をいただきましたし、市原市議から意見をいただきました。今後、顧問弁護士のほうと調整をさせていただきますが、なかなか弁護士は、うちの案件だけでもありませんので、日程調整が非常に大事になってくるかと思えます。その中で段取りだけはさせていただきますけれども、今この場で何月何日可能です、そこまでは言えません。弁護士に来ていただく努力はしますので、そこはお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

10 番、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 10 番、大倉です。先ほど全協から今まで、いろいろ話を聞きましたけれども、要するに裁判で勝てるのか、その見込み、アグリスクエアが存在資産がどれくらいあるのか、ちゃんとお金が入るだけあるのか、それと、議員の皆さんがここにおられますけれども、私的には、これは金は取れないのではないかなと思っております。みんな取れると思っている人は何人おられますかね。分かりませんが、そこは裁判をやってみなければ分からないと言われますけれども、それで最終的に、こうなった失敗した責任、先ほ

どから市長も副市長も責任を感じていると言われておりますけれども、ちゃんと責任を誰がとるのか、だから私は、ここで裁判をやってもいいと思う。負ける気がするので、この採決に参加するか、せんかをやっておりますけれども、金が取れないと分かっているような感じの裁判をみんなで議論して、これどうなるんですか。誰が最終的に、このお金を回収して阿蘇市民に対して言い訳できるんですか、そこをはっきりしてください。

以上です。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今の裁判の件です。株式会社アグリスクエアさんの資産状況に関しましては、私ども今の現状としては、資産調査をするようなそういう権限を持っておりません。裁判という形になりまして、弁護士の権限でアグリスクエアさんの資産状況についての調査が行われるものと考えております。

また、裁判の件に関しては、あくまでも土地の賃貸借契約に基づいて、我々行政としてやってきております。私たちのほうとしても間違いということで、一つの契約に基づいて賃料の請求、原状回復をしておりますので、これに関しては、やはり公の場所で、どちらが間違いなのか、そこをやっぱりはっきりさせる必要もあるのかなと感じておりますので、今回については、その部分をはっきりさせるという形も考えての訴訟という形になります。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。今までいろいろな議論を聞いていたんですけども、基本的には勝つか負けるか、そこですよ。市民の財産をそのまま放置するのとか、私は裁判をしている間このいこいの村、どういう方向性を考えておられるのか、まちづくり課からお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） この件につきましては、いろんなところも接触しておりますし、地域の方も心配しておられるとお聞きしておりますので、何らかの再開発なり、基本的には借りる人か、買う人が発生しないとやれませんので、その折衝は常にやっております。

○議長（藏原博敏君） 竹原君。

○2番（竹原祐一君） そういう折衝は常にやっておられるということですけど、実際に具体的に住民の皆さん、ある程度はやっぱりいこいの村というのは、この地域にとっては非常に重要な施設なんですよね。それに対して今後とも裁判を行いながら施設を新しい方向性にもっていくという場合には、住民にある程度説明をしていただきたいと思いますと考えておりますけど。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ある程度内容が固まりましたら、ご説明をしたいと思いますが、ただ非常に熊本地震の後の阿蘇の事業が冷え込んでおまして、何遍かお話はあつて聞いておりますが、確定までいたっておりません。そのような中で、状況が変わり次第とか、具体的なお話になった時点でご説明をしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君は3回目です。

○2番（竹原祐一君） いこいの村については、よろしくお願ひしたいと、そういうことです。

裁判の問題ですけど、このアグリスクエア、基本的には市がもともと農協、商工会、そういう形でもっていた会社です。それが今回、中山さんという方に個人譲渡されて、そして、市がもともと持っていた会社に対して裁判を行うと、これどうなるか、正直市民の目から見たら非常におかしなことですね。やっぱり、このおかしなことに対しては、市として何らかの見解をはっきり出していく必要があると思います。

○議長（藏原博敏君） 竹原議員に申し上げます。JAとか実際の共同で持っているのは、はな阿蘇美であって、いこいの村じゃないというふうに思います。アグリスクエアのほうです。

○2番（竹原祐一君） アグリスクエアの件で、私は言っていますけど。

○議長（藏原博敏君） 今日の訴訟の対象は。

○2番（竹原祐一君） アグリスクエアでしょう。

○議長（藏原博敏君） はい、分かりました。

答弁はありますか。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） アグリスクエアさんは、もともと第三セクターの施設でございまして、市、農協、商工会の持っている株を民間譲渡という形での完全な民間の株式会社アグリスクエアという形になりましたので、市の主張としては、今回この契約に基づいて裁判をするという形になりますので、そちらのほうが私たち市としての立ち入っての説明になるんじゃないかなと考えております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 3点質問します。1点は皆さんが今までの議論の中で危惧しているのは、ちゃんと取れるのかという中で月々3,000円とか、資産がないから年間1万円とかになって430年とか、そういったべらぼうな話になったらどうしようかという不安もあるんですね。そういった中で、こういった訴訟に関して準備書面というのは作ってあると思うんですけども、私たちに開示していただきたいんですが、その中で調停に関して、この調停の話にいったときに、弁護士にここまではやっちゃいけないとか、そういった歯止めの話はしているのか。

例えば、私たちも委任するときに一時借入金は20億円までとか、市債の借り入れは4%以内とか、そういったある程度の上限を設けて承認しているんですが、この裁判の行き着く先について上限が見えないと、この訴訟の内容では。それについて、どこまで、そこを歯止めがきくような形の話や弁護士とされているのか、そのへんについてお聞きします。

それと2番目といたしましては、撤去とか現況回復に対して契約書に書いてなかったという事は、普通常識では考えられないような契約を結んでいるのです。そういった内容を含

めて、私たちは数年前、中山氏にいいの村を任せることを全協とか議会で危惧があると、反対意見は出したし危険だということは伝えました。その時に、産山村でも既に問題があつておりまして訴訟を起こすか起こさないかといううわさも聞いておりました。そういった議員が警笛を鳴らしたにもかかわらず、それに耳を傾けずに強引に契約を結んでいった結果ではないかと。

契約を結んだら、その契約は名ばかりだったという、そういった状況の中で、そういったことを進めてきたことに対して責任をどう思うのか。特に最高責任者である市長は、どういうふうに責任をもっておられるのか、それについて答弁をお願いいたします。

3番目には、市長だけの問題ではなくて、市長は選定委員会が決めたことに対して印鑑を押ししたんですよね。だから、ある意味、選定委員会の選定が正しく行われていたのか。その選定委員会は何を基準に選定したのか。今回とれないということだったら、資産を持っていなかったのか、それを見たのかという話になります。

そこで、選定委員会の外部の方もおられたということですけども、その方も結果を知っていて、どういうふうに感じておられるのか、それについて、まず質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 順番に交渉の条件について、まちづくり課長、答弁をお願いします。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 交渉の条件になります。これは和解という形だろうと思いますが、和解につきましても、あくまでも市議会の議決が必要になります。和解案についても、議会の議決が必要になりますので、あくまでも弁護士さんのほうで勝手に和解をすると、条件が変わるといのは決してございません。あくまでも、和解条件については弁護士さんのほうから、こういう和解案があがったと、どうしますかという形で話があがりますので、それを議会に、またあげまして議決をしていただいた上での和解案という形になります。

原状回復の部分になります。原状回復、土地建物、賃貸借契約に普通は入っているのが入っていないということなんですが、あくまでも土地等の用途変更に関しましては、第13条において、土地または建物、構造物等の増改築を行おうとする場合については、あらかじめその旨を伝えた書面を市のほうに提出をしなければならない。市が承諾をした後にしか原状変更を変えるということができない形になっておりますので、先ほどのテニスコートの案件と同じでございますが、テニスコート周りの観覧席を造りたいといった場合に、申請があがってきまして、市のほうとして、それを承諾をする段階で承諾のほうに原状回復等については、条件を付けて承諾をするという形になります。その場合は、あくまでも契約等はありませんで、あくまでも申請に基づいて市のほうが許可をするという条件を付して許可をするという形になっておりますので、原状回復については、その段階で条件を付すという形で契約管理については、これまで進めてきているという状況でございます。

3番の選定委員さんが、その当時に選定をした選定委員さんが、今どう感じられているのかという部分に対しては、非常に申し訳ございません。選定委員さんのほうには、その確認は現在まだ行っておりませんので、その点については、お答えができないという形になります。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） それでは、市長、お願いします。

○市長（佐藤義興君） この問題については、先ほども答弁をさせていただきました。やっぱり公的施設でもありますし、その公的施設であるということは、市民の皆さんの財産でもありますから、今まで慎重に取り組んできたところです。ですから、いこいの村を解散し、かつ、その時に選定委員会もきちっと設定をして、その両輪に則りながら今日までやってまいりました。それと同時にアグリスクエアに受けるということについては、私が議会のほうでも提案をし、そして認めていただいた上で、そのようになっているかと思っておりますけれども、もし、そういうものも今、首をかしげましたけれども、それは執行権の範囲の中で決定してもかまわないということのルールづくりがあります。ですから、選定委員会も報告を受けながら、それであれば間違いないだろうということで、それは判断をしたわけでありますから、そこに今の時点で責任がどうのこうのということと言われると、まずこの問題については裁判をきちっとやって明らかにすべきことはしていくということが先決ではなからうかなということを思っています。

○議長（藏原博敏君） 宮川副市長。

○副市長（宮川清喜君） 中山さんのことについては、アグリスクエアの前に調べさせてもらったことがあります。どのぐらい財産があるか。最初は産山村におられたのですが、産山村については、産山村が訴えようかとしたと、あれはほとんど中山さんの金でしています。今からでんよかけん聞いてみてください。中山さんが、その時は熊本のある場所を売って、かなり多額の金額は持っておられました、実際。そして、1人の金ではなかったですが、それを知って中山さんに資金の提供を申し出た人もおられるんですよ、私が知っている人で。中山さんは、それに対して、やっぱり提供した現実もあるわけです。それだけ資金的な余裕があったと。その後ですよ、こっちに来られたのは。その時に中山さんに聞いたとき、やっぱり産山がどうしても一生懸命してみたが、施設も整備をしてみたけれども、やっぱり来る人口が少ないと、企業として見通しが立たないというようなことで、阿蘇市に来られたわけです。そして、来られて結局言われたのが、やっぱり阿蘇市は多くの人口、いわゆる入込客が多いので、ここでありますと経営的にちゃんと成り立ちますという話まではしております。

アグリスクエアは、その後JAも関係もあったですね、その当時一部出資もしたから、地域のものとして、金額的には僅かですが、メンバーが3者になったわけですが、結局、経営的には私は、非常にうまいこといきよっただろうと思います。はな阿蘇美をしてから非常にやっぱり、その前、まだ元に振り返ってみますと、あまり言いたくないですが、最初は行政が持っていたのです。あそこの今のバラ園は、そして、行政の職員が責任者でいたのです。阿蘇市の人ですから、それは聞けば分かります。

そして、それがうまいところへいくために、私に相談がありました。その職員の方から、やっぱりバラとかを作るものですから、誰か人はいないかと。その時に県を退職した人を相談したんです。そして、来ていただいた。それで目的は、あそこは最初はこういうことだったです。地域でできた農作物あたりも直販して、少しでも地域のためになればいいというような考え方で始まった施設となったわけです。それにバラが出てきて、バラは技術者がいな

いということでイギリスから来られました。ずっと言いよつとですよ、私は。

その人は、ところがイギリスから来ましたが、やっぱり作物をつくって3人か4人雇用をしておられて自分で使ったのですが、その人たちが言うことを聞かなくなるのです。自分の職員になって、誰でもやっぱり詳しくなります。

それで、いうこつ聞かんごつなつたので、イギリスの人は幻滅して自分でやめられました。やめたのは課長も知っています。熊本にだいが長くおられたですよ。そういう話になっていくわけです。

それで、その当時に経営的に良かったからやったといっても、今その人が金持っとるかそれは確認できないです、今は権限がないから。その当時は税理士もちゃんと入って、その人の経営は全部調べたのがあったのです。それだけ金を持っている人たちがおったわけです。その人に結局お願いするごつなつてきたわけですね、話が。何年もするうちに、金がなくなつたかもしれないし、持っておられるか、それは分からないです、今のところは。それは、その当時の選考委員で求めても無理じゃないでしょうか。何年も先のことですから、もう10年ぐらいになりますかね、結局。

その時の相手の経営状態とか何とか言われれば、それは私は無理があると思うんです。そこまで見通して、それは、ここはようなつたて、例えば、内牧の旅館、旅館を手放したのです。赤字だったのを中山さんのは黒字にして、そして、あんまり言いたくないですが、個人的なことで、そして、お金がたまつたので、それを分割したわけです。そのへんをずっと調べてみてください。

経営的には、危ないという人が成功するはずがないじゃないですか、税理士も入っています。ずっとそこまでさかのぼっていくわけです。

それは、やっぱり私が言ったように、それも言い始めればきりがありません。市長がさっき言いましたように、今の段階で総合的に結論を出すために裁判しかないということを私は言いたいのです。話では、なかなかできない。そして、最終的には皆さんが判断して、裁判をしたほうがよいか、それとも今までの経過をずっと話すか。人はおります、その都度そこにタッチした人はおります。阿蘇市内に住んでいる人も何人とおります。ところが、それを今からして何のためになるんですか。そのへんを含めて結論を出してほしいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） ちょっと話が長かつたんで、あれなんですけれども、最初に経済部、まちづくり課長に質問した準備書面はあると思うんですけれども、その提出はできますかということ、もうちょっとお聞きします。

それと市長の責任についてなんですが、私たちは議会で議決したつもりはありませんので、あれは確か議決案件じゃなかったと思います。執行部がされたんですかね、そこは違うと思いますけれども。

ただ私が中山氏と話したときに、「市長に頼まれてしたたい」という話をされたんです

よね。そういった中でプレゼンがあってない、頼まれたというのは、プレゼンの時には自分が意志を持ってプレゼンするんですから、その前に頼まれて、請け負うところがなくてプレゼンしたのかというふうに思いますから、今の加計問題じゃないんですけど、その前に市長から「してくれ」という依頼はあったのか。それは友達だから別にしてもいいと思うんですけども、そういったのが、もし決定の過程に影響しているというのであるならば問題があると、そういうふうに思いますけれども、市長は、そういったのがあったのかないのか。

もう一つ、選定の件です。やっぱり企業というのは、10年プランとか5年プランとか出します。契約も何年プランと出します。ところがいこいの村の場合は、1年で行き詰まっています。状況がですね、しかも建物が使えないほど、債権のような状況になって、財産としては使えません、状況がですね。そういったことに対して、選定委員会が本当に見る目があったのかと私は疑っております。中身の書類を私たちは見せてもらえないので、その事業計画がずさんだったのか、正確なものだったのかも判断できません。そういった意味で、やっぱりある程度責任は感じていただいて、何でこうなったのか、その原因は、やっぱりはっきりと公表していただきたい。なぜ家賃が滞納して家賃が取れなくなったのか、契約に不備もあったとかありますけど、そこの原因をただして、やはり責任をはっきりさせ、そして、その上での裁判だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） まずは、中山氏との話なんですけれども、ここは議会の本会議場なんですよね、そういう、何か確かに聞いたとか聞かなかったとかいう話をこの場で、それは発言すべきことなんですか。

それならば、ちゃんとそういうことで裏づけがきちっとあるということであれば、中山さん本人をちゃんと連れてきて、そういうことを言ったとかどうだということを、まず確認をされるのが当たり前であって、それを、ここで確かそう言われたからそうじゃないかというのをこの場において言うこと自体は、ちょっとそれは逸脱した考えではないかなということをまず申し上げさせていただきます。失礼です。

○4番（谷崎利浩君） なら、それについて。

○議長（藏原博敏君） 答弁中です。ちょっとお待ちください。

3問、質問者から質問が出ておりますので、今、佐藤市長が1問お答えになりました。宮川副市長と執行部のほうで、あと1問ずつお答えいただきたいと思います。

準備書面の部分について、まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 準備書面というのは、訴状になるのではないかなと思うんですが、訴状については、あくまでもこの議会で議決を受けた段階で訴状はつくる形になります。訴状の内容については、議案第52号で請求の趣旨等について、記載させていただいておりますので、そちらの内容を訴状に入れ込むという形になりますので、今現在のところ準備書面というのはございません。

○議長（藏原博敏君） 選定委員会の宮川副市長お願いします。

○副市長（宮川清喜君） 私が答えなんかわからんばってん、選定委員自体の選考につい

ては、はっきり言って私がしたのではないです。その時に皆さん方にも紹介してあったかと思ひます。結局、その当時の学識経験者だろうと思ひます。3名こられて、1人は今でも阿蘇に勤めておられますが、立派な人だと思ひておひます。いわゆる金融関係に関係するような人だったと思ひておひます。ただ、それはよいですが、その責任をとれという意味なんですか。

○4番（谷崎利浩君） 今の結果について、どう思ふかということ。結果が出てるんだったら原因はあるでしょうって、その原因を。

○議長（藏原博敏君） お互いのやり取りはやめてください。

宮川副市長。

○副市長（宮川清喜君） 私は、はっきり分らないですが、さっきから話が長いと言われますが、言うたとおひです。経営というの、その時に見通しは立てるんですよ、誰でん。悪いと思ひて言うはずはないでしょう。その当時選定委員をした人たちも、一生懸命だったろうと思ひます。

私の立場で、その人達は書類点検は見てますが、全部一般の人です。今まで経験もあるし、銀行経歴の人もおられました。それを尋ねられも、それは何も批判はないじゃないでしょうか、その人たち3名については、それは、その人たちが結論を出して、今の選定になっただろうと思ひます。いわゆるアグリスクエアという感じになっただろうと思ひます。

先ほど委員の中身を、経済とか何とか経済が基本じゃないですか、一番知っているじゃないかですか。その当時、私が言うたのは、経済的にその人が、受ける者が一番ですから、その人は経済的に非常に裕福だったと。そして、私が産山村に聞きました。その時に聞いた内容が産山村はほとんど出してないと、その人がしていた施設「花の温泉館」。アグリスクエアの代表の中山さんがしとつとですよ、その付近の経歴のことは、ここの中でも知っている人は多かじゃなかですか。ところが、ある時期から経営が、うまいこといから、それはやっぱり非常に見通しが悪いと言われれば悪いでしょうが、なかなかそれだけやりくりはやっぱり難しかじゃなかでしょうか。選考した3人の人たちが、この人が一番よかて。いわゆる地域性もあった、それは、やっぱり経営を継続させるというようなことになれば、やっぱりなかなか難しい問題もある。その時に委員長だった私に責任をとれといえ、すぐとりますよ。私はそう思ひます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎君、ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。やがて、12時になります、議案審議中のため、このまま続行したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま審議を続行いたします。

谷崎利浩君、3回目です。

○4番（谷崎利浩君） 市長は聞き違ひされていますけれども、私が聞いたんですよ。ここに連れてこいということですが、私が直接中山さんと話して聞いたので、そういう話を聞いたがということでした。彼を呼んでやるんであれば百条委員会でも何でも開かないと

いけないんですけど、おそらく議決は通らないと思うから、それはしません。

やっぱり宮川副市長の話は、「経済の見通しは誰も分からない」と言われますけれども、その計画書は、ただ盛ったというか、ただ作った計画書なのか。それとも、本当に収益、経費、収益見込み、そういったものを入れて、本当にやっていける計画書なのか。例えば、温泉を掘るのに3,000万円ぐらいで掘れるとか、そういったものを含めて、現実にあっていない計画書を出してきたのではないかと私は思うんですね。それを経費に3,000万円、1億円かかる温泉を3,000万円で経費で乗せて、これだけ収益が出ます、だから大丈夫ですとかいう損益計算書を出しているんだとしたら、それを選定委員会が見過ごしたのではないかなと、中身が分かりませんので、その中身が本当にちゃんと審査されたのかどうかは、委員長として、もう一回審査されてください。お願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 答弁ございますか。

宮川副市長。

○副市長（宮川清喜君） その時、この人たちを選定委員として、専門家ですね、経営の専門家もおられる、いろいろコンサル的な人たちが3名入られて、外部です。その人たちが出された書類も精査したんです。そして、これは大丈夫というようなことでいたわけです。私は、経営の専門ではないです。ある相談をされたのですが、それは無駄ですよと言ったこともあるのです。それは中山さんも知ってはおられると思う。

ところが自分が経験したことがなかったら、なかなか言えないじゃないですか、いくら委員長でも、そして、3人とも、その人に中山さんに言ったのです。そういうことになったのです。それは、その人たちを呼んで、またそこでするわけです。それは非常に難しいことだろうと思います。経営というのは動いているものだから。

中山さんを呼んですとか、その当時の選定された人たちを呼んで聞くのかと言う時は、その付近を議会のほうで、それを今から追及できるのかというのは非常に難しいことだろうと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

15番、古澤國義。

○15番（古澤國義君） 15番です。この問題については、当初からいろいろありましたが、それでいいだろうと思ったけれども、なかなかうまくいかなかった。そこで議案が出てくるのも、その当時反対した人は当然だろうと思っております。

その中ですけれども、この中の備品の撤去ですね、これは、はな阿蘇美をアグリスクエアに貸すときに、中の施設ぐるみで貸したんじゃないかなったんですかね。備品撤去というのは、何かおかしいな。本来ならば、金を払わないなら備品を差押さえるのが筋だと思います。金が取れないなら、早くあなたは触っちゃいけないよというのが、一般の裁判の状況なら差押えなんですよ。それをしないで、噂では手続きは必要ないとか、そういうことの問題ですから、当然差押えをしていただくのが一番いいかと思います。

もう一つは、訴訟のことについてお尋ねしますが、それともう一つ、テニスコートの廃土の部分です。この廃土は何の原因、何の材料が使うのか。誰が持ってきたのか、その時が

廃土であるなら阿蘇市としては、これは建設課は当然知っているはずで、これは建設課そのものが、この廃土は道路の土砂だったのか、そういうことで、ちょっとそここのところをお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 備品の件です。いこいの村に関しましては、内容物については、市が所有しているのは建物と土地という形になりますので、中にあります備品については、以前の財団法人の持ち物をということで、新たに株式会社アグリスクエアのほうで備品を購入しておりますので、中にあります備品については、あくまでも株式会社アグリスクエアさんの品物という形で、それについては、あくまでも土地の契約が切れた関係で、アグリスクエアさんの財産については、持ち出しをしてくださいという形で、これまで動いております。

テニスコートの盛土の部分については、私たちのほうも確認が取れておりません。廃土かどうかの確認は取れておりません。実際廃土なのか、ただ単純な、どこからも持ってこられたのかという部分については、廃土かどうかの確認は取れておりませんし、どちらが、誰たちが持ち込んだのか等についても、今の現状としては確認が取れていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 土木のほうは答弁よろしいですか。ないですね。

古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 廃土の問題については、前の全協の時に出たんじゃなかったですかね。その原因をして、これです。邪魔になるなら撤去しろと、そういう僕は認識をしていますけれども、それが、そのまま置いて、その廃土を退けなさいというのは、ちょっとこれは裁判にそぐわない内容です。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） テニスコートの部分については、あくまでも盛土がされております。その盛土が実際、廃土なのかどうかという確認は取れてないという回答になります。

ただ、あくまでもテニスコートについては、盛土をした段階で、市のほうの許可として、市が原状回復求める時については、あくまでも撤去しなければならないという条件を付しておりますので、今回については、盛土の撤去をするという形になります。この盛土が、実際廃土だったのかどうかというのは、確認が取れてないということになります。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 古澤委員、よろしいですか。

○15 番（古澤國義君） はい。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 議案が訴訟の提起についてということで、これは、かなり話し合いさせてもらったと、そういうふうに思っています。

先ほどから、いろいろ経緯から何からあがっておりますが、前向きにいくならば、裁判をしている時にやらんとですよ、これは裁判をやるのが当たり前ですよ。それは当然のことです。

さっき 2、3 議員から市長の見解というようなこととお話がありましたが、こういうふうに訴訟の現場でしなければいけないような現状になってきたと、もう何年になりますかね、経営が変わって。これを心配して、それぞれがいろいろ調べながら議会でも、一般質問でもやってきたと思うんですよ。最終的には訴訟になって、払うの払わんのかなというようなことになって非常に残念です。誰しもが残念に思います。

さっき副市長が、責任をとるならとるといようなことを言われましたが、そういう問題ではないと思います。

そこで市長、当初からですよ、いろいろ昔からの賑わいが見られなくて非常に寂しい思いをしておりますが、経営が変わって現在訴訟を起こすような事態になりましたが、まさか、この状況をですよ、裁判の話じゃないですよ。一言どういうふうに捉えておりますか。今までずっと見てきて、あそこでも議会の懇親会とかやりよったですよ。そういうのもなくなって非常に残念な思いがある。なかなか議会でも一般質問あたりあるが市長には答弁をいただいておりますが市長に向かって言うのは、なかなか言っておりませんでしたので、市長の見解、意味はわかりますか。経営が変わって、今いこいの村が、こういう残念な形になってきたのをどう思うかということなんです。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） それは簡単に言いますと、残念に思ってますけど。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） そういうふうに、顔をしかめて言わんでよかです。残念なら残念でよかわけですよ、それを聞いたかっただけです。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番の市原です。先ほどから、いろいろお話をしておりますが、私はやはりここで、どうしても顧問弁護士の先生の話の聞く必要があると、裁判を起こす前にですよ。先ほど総務部長も先生との日程調整という話も出ました。ですから、継続審議、それを求めたいと思います。

それがやはり、お金はどうしても絶対回収しなければいけないわけです。しかし、その過程の中で、弁護士の先生の見解を直接我々議員が聞きたい、それは当然の権利ではないかと思えます。ですから、ここで採決をするのであれば、私は、その採決に参加することができません。

以上、討論です。

○議長（藏原博敏君） 13 番。

○13 番（五嶋義行君） 13 番の五嶋です。反対の立場からの意見が出ましたので、私は、この件に関しては、アグリスクエアの中山さん、すでに約束をしていることを約束を守らないのだから当然阿蘇市としては裁判をして、白黒決着をつけて、絶対勝つような方向で裁判をするべきと思っております。以上です。

○議長（藏原博敏君） 市原君に確認します。先ほどの発言は、反対討論ということによろしゅうございますか。

○7 番（市原 正君） いいえ、反対ではありません。継続審議を求めるという意見であります。ですから、今日採決をするのではなくて、やはり弁護士の先生の話聞いて、その後採決をしてもいいのではないかという私の見解であります。

○議長（藏原博敏君） 継続審査ということは、原案に対する反対ということに捉えますので、反対意見があるということは、起立によって採決をせざるを得ないということになりますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） いいですか。

それでは、議案第 52 号は、起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。賛成の方です。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。従って、議案第 52 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。時間が経過しておりますが、このまま続けさせていただきます。

日程第 5 議案第 53 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、「議案第 53 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口貴生君） お疲れさまです。

ただ今、議題としていただきました議案第 53 号、平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。別冊 1 をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。

本予算は、第 2 号補正予算でございます。中段の第 1 条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ 6,999 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 189 億 4,650 万 4,000 円と致しております。

7 ページをお願いいたします。歳入でございます。

今回の歳入につきましては、今般の平成 29 年 7 月、九州北部における豪雨災害により、阿蘇市においての被害も生じておりますので、この災害復旧に係る事業費の 3 分の 2 が国庫負担金と、残りの 3 分の 1 については起債の借り入れも行いますので、その歳入予算を計上

しているところでございます。

款 14 国庫支出金、目 5 災害復旧費国庫負担金につきましては、今回の阿蘇市内においての被害箇所が道路河川、約 10 箇所ございますけれども、総事業費が 7,000 万円と見込まれますので、その 3 分の 2 の 4,699 万円を国庫負担金として計上いたしております。

款 21 市債、目 9 災害復旧債につきましては、ただ今申しましたように残りの 3 分の 1 について、起債の借り入れを行いますので、2,330 万円の市債について予算を計上いたしております。

8 ページをお願いいたします。歳出でございます。

上から款 2 総務費、目 1 一般管理費につきましては、先ほど来、全協での説明がございましたように、熊本県人事委員会に不服申し立ての審査請求がありましたので、この審査請求に係る諸費用について、予算を計上しているものでございます。

内訳としましては、8 の報酬費から役務費委託料、それぞれ 10 万 8,000 円、3 万円、43 万 2,000 円を計上いたしております。

款 6 消防費、目 1 消防総務費につきましては、議案第 52 号に係る案件につきまして、弁護士への諸費用について予算を計上しているものでございます。内訳は、先ほどと同じように報償費、役務費、委託料、それぞれ 17 万 3,000 円、10 万円、68 万円を計上いたしております。

款 10 災害復旧費、目 1 河川等災害復旧費につきましては、工事請負費としましては、7,000 万円を見込んでいるところございまして、この 10 箇所の工事請負費につきましては、設計委託に出しますので、37 万円の委託料を計上いたしております。

最後になります。款 13 予備費、目 1 予備費につきましては、今回予算計上したものの一般財源は予備費を充てておりますので、523 万 3,000 円の予備費につきましては減額を行っているものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 訴訟の弁護士費用なんですけれども、総務費の。また飲酒運転のやつだということですが、今まで訴訟をして最高裁で負けたりとかしています。総額幾らぐらい損失を出しますか。

○議長（藏原博敏君） 答弁に時間がかかるようでしたら、後でお答えください。

ほかにありませんか。

谷崎君、ほかに質問はないんですか。

○4 番（谷崎利浩君） それだけです。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） まず平成 21 年にあった件につきましては、裁判の弁護士費用といたしまして、着手金が 52 万 5,000 円と日当が 10 万円になりますし、県の人事委員会の

負担金が 33 万円程度になっております。

最高裁判までできました件につきましては、まず人事委員会の分が 42 万円が着手金、プラス手数料 3 万円になっておりますし、成功報酬を 42 万円、別途お支払いしております。あと、この内訳についての訴訟の提起を行っておりますので、その分が旅費日当と合わせまして、44 万 1,000 円。福岡高裁の分の裁判関係は 21 万 6,000 円となっております。最高裁につきましては、上告分の委託料を含めて 32 万 4,000 円になっております。大体、概略で足しますと 200 万円をちょっと前後というふうに思っております。

詳細金額については、後ほど集約してお渡しをさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 総額という言葉が捉えにくいと思いますが、裁判費用の総額にプラスして、後から給与を払っていますよね、懲戒解雇とせずにつないでいたら仕事してないけれども、仕事をしてない期間に当然もらうべき給料、それを払っていると思います。その金額は、合計で幾らだと思いますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） こちらのほうは、平成 24 年の案件として、今手持ち資料を持っておりますが、給与といたしまして、948 万円、それから、それに伴いますその期間中の手当が 431 万円と、それから共済費、延滞損害金等を含めまして、総額で 1,906 万円というような形で支払っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 先ほどの裁判の件で、白黒はっきりさせて法に従うと、そういうふうに市長が言われましたけれども、この件も最高裁までいって判決で出ています。また同じことを繰り返して、向こうから訴えられているということになってはいますが、条例も含めて、最高機関である最高裁の判例に従うような形の事を考えていったらどうかと思うんですけれども、今後どういうふうに展開していかれるか、そのことについてお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 平成 21 年、平成 24 年と、今回は現状は全く違いますので、すべて同じ条件であれば、当然判例に従いますけれども、状況が違います。状況の内容につきましては、今後の人事委員会の審議に影響しますので、答弁は差し控えさせていただきますけれども、なにしろ状況が違うというのはご認識をお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下礼治です。この懲戒免職処分について、先ほどから何度もお聞きしていますが、事例や新聞報道等でもいろいろ出ております。やはり、私は懲戒免職は非常に厳しいというか、そういう姿勢ではなかろうかなと思っていて、この点については、反対いたしますので、補正予算について賛成できません。

○議長（藏原博敏君） 反対討論がありましたので、ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ただ今申し上げましたように、討論がありましたので、議案第 53 号は、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第 53 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

平成 29 年第 3 回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

午後 0 時 23 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 29 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員